件名	特定医療費(指定難病)支給認定の申請手続きについて
申 立 概 要 【受理 28.10.31】	(1)特定医療費(指定難病)について、平成26年度及び27年度の申請において、誤って自己負担が最高限度額となる申請者に不必要な「所帯全員の住民票」及び「所帯全員の健康保険証写」を求めたことについて、対象府民に告知し謝罪すべきではないか。 (2)平成28年度の申請から上記の場合の「所帯全員の住民票」の添付は不要となり「本人の住民票」の添付が必要とされたが、「本人の住民票」の添付も廃止すべきではないか。 (3)これらのことについて「知事のさわやか提案」で提案したが、担当者から健康福祉部で処理したときいた。ネガティブな情報は、知事の目に触れないようにしているのではないか。 (4)平成27年度の申請について、7月初旬以降、長期間放置されたことについての具体的な理由は何か。
確 認 事 項	(1)提出書類は、法令等に基づくが、国QAにより、本件のケースでは、「所得を確認する書類」は省略して差し支えないとされていたため市町村民税課税証明書のみを省略可能とした。その後、本人以外の住民票等も省略が可能であることを国に確認できたため、平成28年度から申請手続きの簡略化を図ったもので、対象府民に対する告知等は考えていない。(2)申請は、居住地の都道府県に提出することと定められており、当該要件の確認のため、本府では、確認書類として本人の住民票が最も適切と判断している。(3)提案等は、原則として、毎日、知事に報告をしているが、提案前に既に担当部局で対応している継続案件等については、詳細に事実関係や制度を把握している担当部局で対応・回答することで迅速かつ的確な回答がなされるものもあり、今回のさわやか提案についても、これまでの経過も踏まえて健康福祉部で回答することとした。(4)平成27年から対象疾患の拡大(56疾患から306疾患)に伴い申請件数が前年度より約1,000件増加し、加えて、審査項目の増大等により、多大な日数を要したもの。
結果 (意見・要望) 【通知 28.12.20】	監査委員から担当部署に、問い合わせ等に対して制度等を十 分理解した上で丁寧な説明に努めるよう要望した。